

6. ひき臼、あるいは、その上石を質に取ってはならない。いのちそのものを質に取ることになるからである。
7. あなたの同族イスラエル人のうちのひとりをさらって行き、これを奴隷として扱い、あるいは売りとばす者が見つかったなら、その人さらいは死ななければならない。あなたがたのうちからこの悪を除き去りなさい。
8. ツアラアトの患部には気をつけて、すべてレビ人の祭司が教えるとおりによく守り行なわなければならない。私が彼らに命じたとおりに、それを守り行なわなければならない。
9. あなたがたがエジプトから出て来たとき、その道中で、あなたの神、主がミリヤムにされたことを思い出しなさい。
10. 隣人に何かを貸すときに、担保を取るため、その家にはいってはならない。
11. あなたは外に立っていなければならない。あなたが貸そうとするその人が、外にいるあなたのところに、担保を持って出て来なければならない。
12. もしその人が貧しい人である場合は、その担保を取ったままで寝てはならない。
13. 日没のころには、その担保を必ず返さなければならない。彼は、自分の着物を着て寝るなら、あなたを祝福するであろう。また、それはあなたの神、主の前に、あなたの義となる。
14. 貧しく困窮している雇い人は、あなたの同胞でも、あなたの地で、あなたの町囲みのうちにいる在留異国人でも、しいたげてはならない。
15. 彼は貧しく、それに期待をかけているから、彼の賃金は、その日のうちに、日没前に、支払わなければならない。彼があなたのことを主に訴え、あなたがたがめを受けることがないように。
16. 父親が子どものために殺されてはならない。子どもが父親のために殺されてはならない。人が殺されるのは、自分の罪のためでなければならない。
17. 在留異国人や、みなしごの権利を侵してはならない。やもめの着物を質に取ってはならない。
18. 思い起こしなさい。あなたがエジプトで奴隷であったことを。そしてあなたの神、主が、そこからあなたを贖い出されたことを。だから、私はあなたにこのことをせよと命じる。
19. あなたが畑で穀物の刈り入れをして、束の一つを畑に置き忘れたときは、それを取りに戻ってはならない。それは、在留異国人や、みなしご、やもめのものとしなければならない。あなたの神、主が、あなたのすべての手のわざを祝福してくださるためである。
20. あなたがオリーブの実を打ち落とすときは、後になってまた枝を打ってはならない。それは、在留異国人や、みなしご、やもめのものとしなければならない。
21. ぶどう畑のぶどうを収穫するときは、後になってまたそれを摘み取ってはならない。それは、在留異国人や、みなしご、やもめのものとしなければならない。
22. あなたは、自分がエジプトの地で奴隷であったことを思い出しなさい。だから、私はあなたにこのことをせよと命じる。

説教

24 章 6 節からは、おもに貧しい人たちの生活保護規定、彼らが人として生きるための権利について教えられている

ます。これら一つ一つの法は、貧しい者にとっては彼らの現実の助けとなるありがたいものです。どんなに弱く貧しい者であっても生きる権利があります。この世で生きるいのちは神が与えてくださいました。神が生きることを願って、この世に生んでくださいました。そして、今日も生かしてくださっています。それで、彼らが死なずに生きようと神が与えてくださった、これが律法です。そして、ここに律法の本質があります。

6節では、貧しくて借金せざるを得ない者に対して、「挽き臼、あるいは、その上石を質に取ってはならない」と命じられます。それが無ければ、イスラエル人の主食であるパンを作れません。「いのちそのものを質に取ることになるからである」と言われます。贅言言わず、動物のように小麦をそのまま食べればいいじゃないか、といった発想はここにはありません。たとえどんなに貧しい者であっても、人が人として生きる尊厳は尊重されなければならないのです。

7節では、人を誘拐し、「これを奴隷として扱い、あるいは売り飛ばす者が見つかったなら、その人さらいは死ななければならない」と命じられます。「奴隷として扱う」という言葉は「残酷に獣のように扱う」という意味です。人を誘拐し「獣扱い」して「売り飛ばす」ことは、殺人に等しい犯罪です。それで、極悪犯罪を裁く極刑を命じるのです。「あなたがたのうちからこの悪を除き去りなさい。」

8-9節では、モーセの姉ミリヤムが神のさばきを受けて重い皮膚病であるツアラアトにかかったことを教訓にして、もし自分が同じように高慢になってツアラアトにかかってしまった際には、謙遜に祭司の指示に従うよう命じます。

10-13節では、貧しい「隣人に何かを貸す時」の注意が命じられます。律法によると、金を貸すのはあくまで人を助けるためであって、金儲けのためではありません。それで、同胞から利息を取ることが禁じられます(23:19)。ただ、「担保」を取ることは許されましたが、その際にも、ここに見るようないくつかの制限がありました。その一つは、「担保を取るため、その家に入ってはならない」というものです。無理やり家に押し入って強奪することは許されず、借りる者が「担保を持って出て来なければならない」のでした。また、「その人が貧しい人である場合」には、日没には「担保を必ず返さなければならない」と命じられます。最も貧しい者の最後の財産は「着物」です。それは寝る際には彼の布団にもなるものでした。それで、それが質に取られたままなら、布団も無しに寝なければなりません。しかも、意地悪な金貸しを恨みながら寝ることとなります。反対に、金貸しが寝る時には「着物」を返してくれるならば、それを着て寝ることができるので、彼は感謝して「あなたを祝福するであろう」と言われます。そして、「それは、あなたの神、主の前に、あなたの義となる」と言うのです。これは注目すべき解説です。金貸しが「貧しい者」に日没には担保を返すのは、温情でも憐れみでもありません。「義」だと言うのです。安っぽい同情とか憐憫の情ではなく、神の前に当然なすべき「あなたにとっての義」です。正しいこと、「義(ツェダカ)」なのです。「義」であるというのですから、反対に、それをしなければ神の前に「不義」となります。

14-15節では、「貧しく困窮している雇い人」について命じられます。「あなたの同胞でも…在留異国人でも、しいたげてはならない。」「しいたげる」という言葉は「圧迫、虐待、強奪、搾取」することを意味します。具体的には、「彼の賃金は、その日のうちに、日没前に、支払わなければならない」と命じられます。「雇い人」は貧しいので蓄えがありません。「それに期待をかけている」のです。直訳は「それ(日払いの賃金)の上で、彼は自分のいのちを支えている」と切実です。これによっていのちが支えられているのですから、これが無ければ死ぬということにもなるでしょう。彼は「日払いの賃金」という、まさしく「日毎の糧」によって生きるいのちを支えられているのです。だからこそ、賃金の遅配があってはならないのでした。これは先の表現を使うと「神の前に不義」となります。それで、「彼があなたのことを主に訴え」るなら、「あなたがとがめを受ける」(直訳は「あなたの中で罪となる」)と言われます。貯えのない貧しい雇い人の生きる権利を無視し、蹂躪して、平然と賃金を遅配す

ることは、神と人の前で罪を犯すこととなるのでした。

16 節では、犯罪者とその家族について教えられています。「父親が子どものために殺されてはならない。子どもが父親のために殺されてはならない。人が殺されるのは、自分の罪のためでなければならない。」身内が犯罪を犯した場合、その家族は肩身の狭い思いをしながら生活しなければなりません。これもまた、貧しさとは別の意味で大きな重荷を負わされることとなります。でも、律法は家族がその罪を負う必要がないことを教えます。人が殺されるのは、あくまで「自分の罪のため」であって、親が子どもの罪を負う必要はないし、子どもが親の罪を負う必要もありません。犯罪者の家族の生きる権利を神は守られるのです。

17-18 節では、「在留異国人や、みなしごの権利を侵してはならない（文字通りには「さばきを曲げてはならない）」と命じられます。身寄りがいないからと馬鹿にして、いい加減な裁判をしてはならないのです。「やもめ」については、金を貸す際「着物を質に取る」ことも禁じられます。通常の「貧しい者」からは、日没まで担保を取ることが許されましたが、「やもめ」からはそれさえ許されませんでした。担保無しで、無条件で貸すようにということなのでしょう。弱く貧しい彼らの生きる権利を尊重することについて、こう解説が付け加えられます。「思い起こしなさい。あなたがエジプトで奴隷であったことを。そしてあなたの神、主が、そこからあなたを贖い出されたことを。だから、私はあなたにこのことをせよと命じる。」イスラエルは、一人残らずエジプトの奴隷でした。それなのに、神が彼らを贖い出してくださったのです。その恩を忘れてはならない、「思い出しなさい」と命じられます。

その「在留異国人、みなしご、やもめ」の不可侵の権利として、19-22 節では、落ち穂、オリーブ、ぶどうの取り残しの実について教えられます。畑の隅まで刈ることと、ぶどうの畑の実を取り尽くすことが禁じられ、彼らのためにわざわざ「それらを残しておかなければならない」と既に命じられていました（レビ 19:9-10,23:22）。それに加えて、ここでさらに命じられます。穀物については、刈り入れの際、束を畑に置き忘れたら取りに戻ってはならず、「それは、在留異国人やみなしご、やもめのものとしなければならない」と言われます。夫を亡くして異国イスラエルで姑と生きることを決意したモアブ人ルツは、在留異国人のやもめであったわけですが、この落ち穂拾いのおかげで、姑共々助かりました。この時、ルツが落ち穂拾いをした畑の所有者ボアズは、在留異国人ルツが落ち穂拾いをしながら姑の生活を懸命に支えていることを知って、わざと穂を抜き落としてあげるよう使用人に命じて、彼女を助けます。結局、ボアズはルツをめぐって、ダビデ王の曾祖父となり、イエスさまの直系の先祖となるという特別な祝福を神から受けました。ここに記されるお約束の通りです。「あなたの神、主が、あなたのすべての手のわざを祝福してくださるためである。」(19)

オリーブの実については、「後になってまた枝を打ってはならず」、これもまた「在留異国人やみなしご、やもめのものとしなければならない」と言われます。ぶどうの実についても同様に、一度収穫してから、「後になってまたそれを摘み取ってはならず」、やはり「在留異国人やみなしご、やもめのものとしなければならない」と命じられます。

これらの締め括りに、かつては自分たちがエジプトで奴隷であったことを思い出すよう、あらためて命じられます。「あなたは、自分がエジプトの地で奴隷であったことを思い出しなさい。だから、私はあなたにこのことをせよと命じる。」(22) 隣人を愛し、貧しい者を助けるようにとの戒めの根底には、自分自身が神に助けをいただいたという神の恵みの事実があるのです。彼らは一人残らずエジプトで「奴隷」でした。最も苦しい、どん底の奴隷です。でも、その彼らを神は愛して救ってくださいました。その神の愛を「思い出しなさい」とモーセは命じます。自分が今どこにあるのか、どこから来てどこに行くのか、それを「思い出しなさい」と繰り返し言われます。私たちは奴隷だったじゃないか、それなのに神は奴隷だった私たちを救い出してくださった、そして、その愛を今現実

に受けているでしょう、神に愛され、日毎の糧をいただいて、生かされているでしょう、それを「思い出しなさい」と言うのです。そうして、神の愛を現実に受けている自分たちが、その神の愛を隣人に分かち合うことは、神の前に正しいこと、すなわち「義」となります。現実に受けた恵みを現実に分かち合うことは、神の恵みを現実に思い出し、実感する、良き機会となります。

こうして、貧しい者を保護する律法は、神が貧しい者と共にいてくださっている事実を現実に示すものです。神が彼らと共にいて、彼らを守り、彼らの味方となって、彼らを生かしてくださっています。彼らを現実に助けてくださっているのです。「わたしはあなたと共にいる。わたしはあなたを助ける。」これは神の約束ですが、ことばだけでなく、現実に、彼らの生活を具体的に支え、助ける、これが律法です。律法は、神の愛であり、恵みなのです。しかも、現実の愛です。神の愛を示すしるしです。そして、このことは、イスラエルのたとえどんな人であっても、本当に貧しい人でも愛しておられるという、神の愛を最も端的にリアルにあらわす大きな光となるのでした。